

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 2 年 6 月 1 9 日

佐賀県知事 山口 祥義 殿

提出者

住 所 佐賀県鳥栖市宿町 1 1 1 8 番地

氏 名 鳥栖市水道事業

鳥栖市長 橋本康志

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0 9 4 2 - 8 2 - 3 5 3 5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 元 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

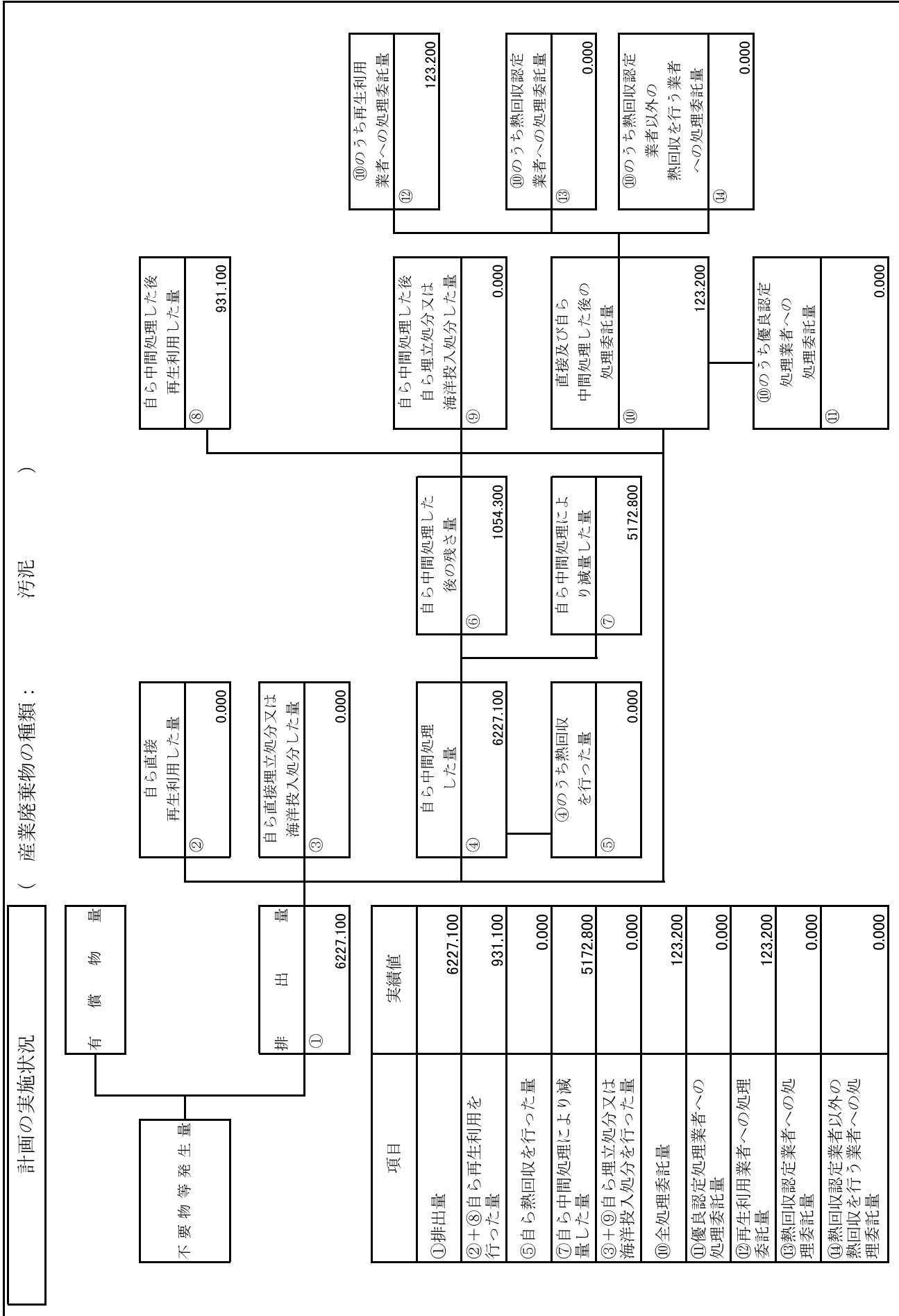
事業場の名称	鳥栖市浄水場		
事業場の所在地	佐賀県鳥栖市原古賀町 1 0 4 6 - 1		
事業の種類	3 6 水道業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	平成 3 1 年 4 月 ~ 令和 2 年 3 月		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	8575.600 t	全処理委託量	154.000 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1075.200 t	優良認定処理業者への処理委託量	154.000 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.000 t	再生利用業者への処理委託量	154.000 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	7346.400 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.000 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t
※事務処理欄			

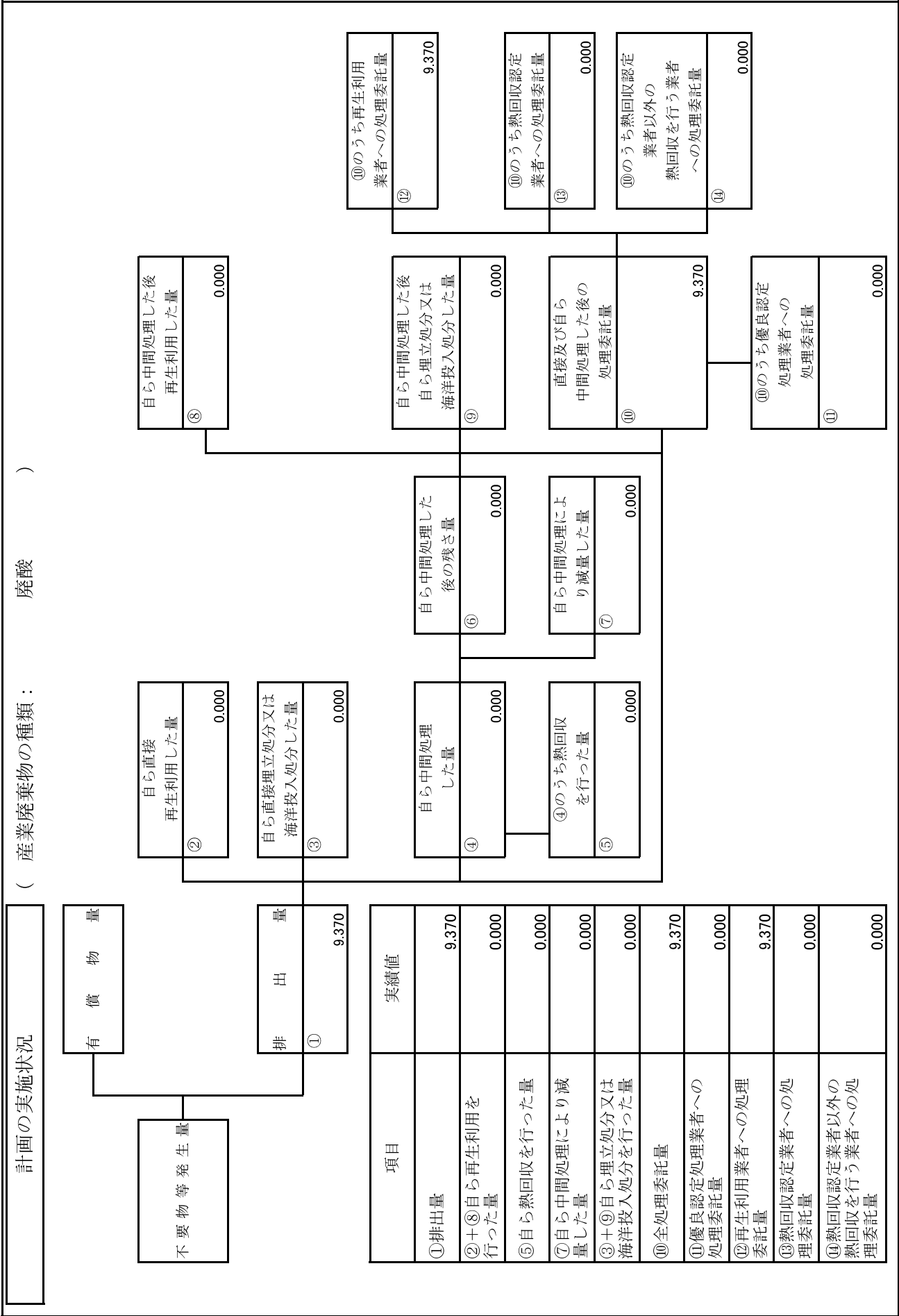
(日本工業規格 A列4番)

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。





自ら中間処理した後再生利用した量	0.000
⑧	

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	0.000
⑨	

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	9.370
⑩	

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	0.000
⑪	

⑩のうち再生利用業者への処理委託量	9.370
⑫	

⑩のうち熟回収認定業者への処理委託量	0.000
⑬	

⑩のうち熟回収認定業者以外の熟回収を行う業者への処理委託量	0.000
⑭	

自ら直接再生利用した量	0.000
②	

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0.000
③	

自ら中間処理した後の残存量	0.000
⑥	

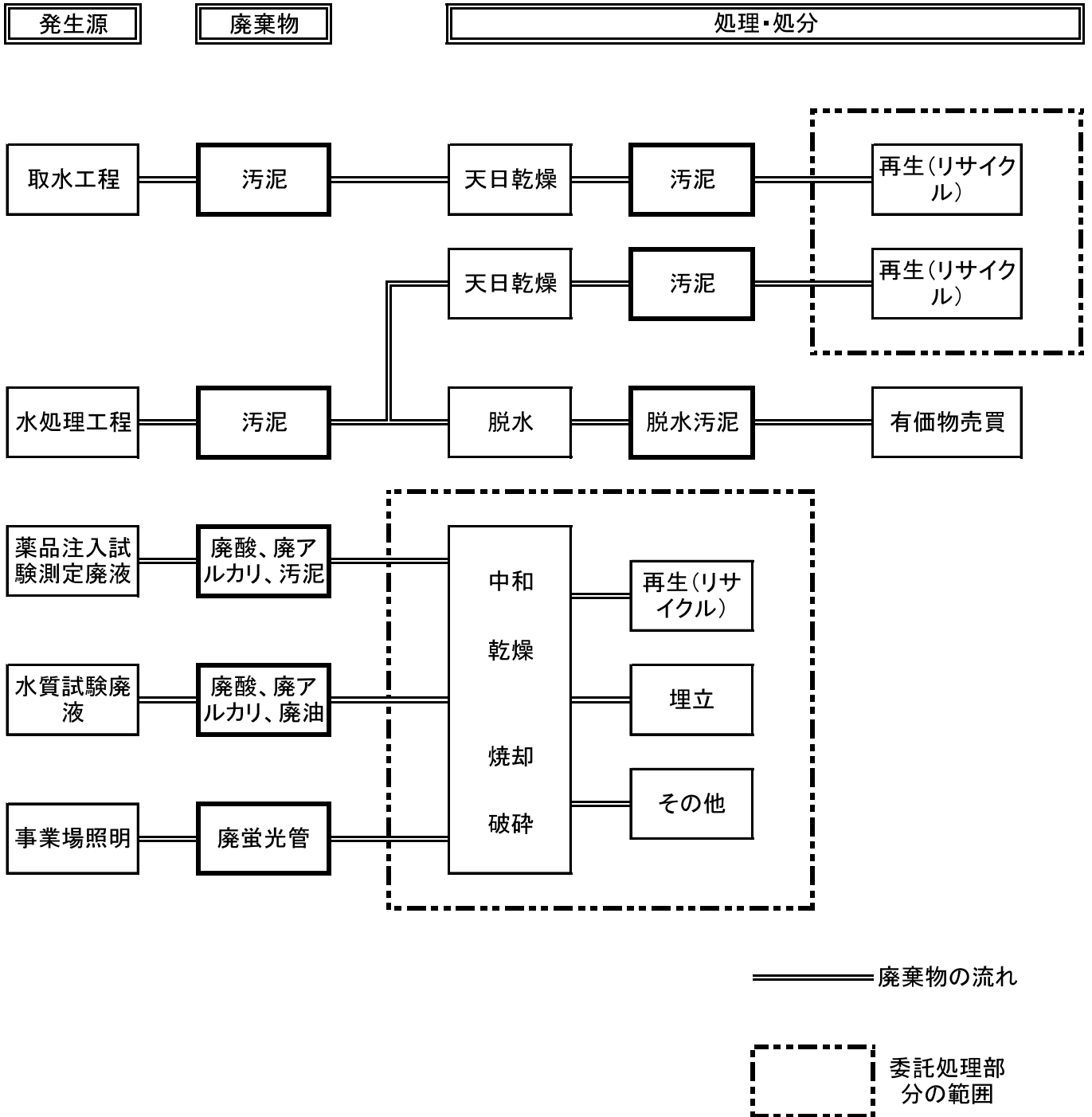
自ら中間処理により減量した量	0.000
⑦	

自ら中間処理した量	0.000
④	

④のうち熟回収を行った量	0.000
⑤	

当該事業場において現に行っている事業に関する事項(第1面関係別紙)

④産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(第2面関係別紙)
(管理体制図)

統括責任者	所 属 : 上下水道局事業課 : 課長	
廃棄物担当	組織名 : 上下水道局事業課 浄水場 : 場長 組織人数 : 8名	
役割	統括責任者	廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	管理課	委託契約の締結
	廃棄物管理担当長 (場長)	廃棄物処理計画の作成 廃棄物処理・管理状況の把握と改善策の検討 廃棄物抑制施設の運転・維持管理 廃棄物処理に関する方法等の選定 監督官庁への各種報告 廃棄物に関するマニフェストの管理(最終的に廃棄物として処理した場合) 事業場の職員、関連会社に対する教育・啓発 その他関係する事項

廃棄物管理組織図

